

※ 令和5年度食品表示懇談会第3回資料1を引用

栄養強化目的で使用了た添加物の表示について

令和6年12月
消費者庁食品表示課

栄養強化目的で使用了した添加物の表示に関する規定

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第3条（横断的義務表示）第1項の規定により、栄養強化目的で使用了した食品添加物は、その表示が不要とされている（特別用途食品及び機能性表示食品を除く）。ただし、食品表示基準別表第4に規定する食品は表示が必要とされている※。

※栄養強化目的で使用了した食品添加物であっても表示が必要な食品（食品表示基準第3条第1項のただし書）

農産物漬物、ジャム類、乾めん類、即席めん、マカロニ類、ハム類、プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ、混合ソーセージ、ベーコン類、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、ウスターソース類、乾燥スープ、食用植物油脂、マーガリン類、調理冷凍食品、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール、果実飲料、豆乳類

【栄養強化の目的で使用了されたと認められる添加物の範囲（「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知）で規定）】

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第1に掲げる添加物のうちビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類、既存添加物及び一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるもののうち強化剤用途で使用するもの。

食品衛生法上の整理（昭和62年 食品添加物表示検討会報告書より）

栄養強化のための食品添加物

栄養強化のために添加されるビタミン、ミネラル、アミノ酸等については、これを食品添加物として取り扱わない国が多く、FAO/WHOにおいても食品添加物の定義の中にこれを含めていない。ビタミン、ミネラル、アミノ酸等を栄養強化の目的で使用する場合は、その含有量の表示も重要であることから、調製粉乳の表示等特殊な事例を除き、別途栄養成分として取り扱うことが適当と考える。

しかし、ビタミン、ミネラル、アミノ酸等を栄養強化の目的以外に使用する場合にあっては、他の食品添加物と同一に取り扱うことが適当である。

食品添加物表示制度に関する検討会について

検討項目

- (1) 今後の食品添加物表示の在り方
- (2) その他

進め方及びスケジュール

食品添加物表示制度について、事業者による食品添加物に関する情報提供の実態や海外における食品添加物の表示制度等も参考に、事業者の実行可能性を確保しつつ、消費者が求める情報提供を可能とする制度設計の検討を進め、今年度末を目途に取りまとめを行う。

※令和2年3月31日に報告書を公表。

構成員

第1回検討会	平成31年4月18日
第2回検討会	令和元年5月30日
第3回検討会	令和元年6月27日
第4回検討会	令和元年8月29日
第5回検討会	令和元年9月20日
第6回検討会	令和元年11月1日
第7回検討会	令和元年12月19日
第8回検討会	令和2年1月27日
第9回検討会	令和2年2月27日

有田 芳子 主婦連合会 会長

稲見 成之 東京都 福祉保健局健康安全部 食品監視課長

上田 要一 一般社団法人 日本食品添加物協会 専務理事

浦郷 由季 一般社団法人 全国消費者団体連絡会
代表理事兼事務局長

大熊 茂 一般社団法人 全国スーパーマーケット協会
事業部教育研修課 調査役

坂田 美陽子 公益社団法人全国消費生活相談員協会 食の研究会副代表

佐藤 恭子 国立医薬品食品衛生研究所 食品添加物部長

武石 徹 一般財団法人食品産業センター 企画調査部 部長

中垣 俊郎 京都府立医科大学 大学院医学研究科
医療レギュラトリーサイエンス学 教授 (座長代理)

西島 基弘 実践女子大学 名誉教授 (座長)

森田 満樹 消費生活コンサルタント

※役職は検討会当時のもの

「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」の概要

消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）を踏まえ、令和元年度に有識者による検討会を9回開催し、同年度末に報告書を取りまとめ、公表した。

現行制度の概要

○一括名、簡略名・類別名表示 / 用途名の表示

食品添加物は、物質名で表示する他、一部の添加物は、一括名等で表示が可能。

○無添加、不使用の表示

- ・消費者の誤認を招く無添加表示の存在
- ・具体的な表示禁止事項の解釈を示す通知が不明確。
- ・「人工甘味料」、「合成保存料」等の用語が無添加表示のためだけに使用。

○栄養強化目的で使用した添加物の表示

- ・一部の食品（ジャム類等）を除き、表示が不要。

○普及、啓発、消費者教育

- ・食品添加物やその表示に関し、消費者の理解が進んでいない。

今後の整理の方向性

物質名等で表示を求める消費者からの要望

- ・見やすさ、なじみがある、表示可能面積不足等から、**現行制度を維持。**
- ・使用した個々の物質や目的について、事業者が消費者へ自主的な情報提供を実施。

- ・表示禁止事項を明確化するため、**「無添加表示」に関するガイドラインを策定。**

- ・消費者の誤認を防止する観点から、**「人工」、「合成」の用語を削除。**

- ・消費者の分かりやすさの観点から、**原則全ての加工食品に表示する方向で検討。**

- ・事業者の影響等の調査や消費者委員会食品表示部会の「表示の全体像」も踏まえる必要。

- ・行政機関、消費者、事業者団体が連携し、対象とする世代に応じたアプローチを実施。

※赤枠囲いは、公表されている資料に今回追記

食品表示基準の改正（案）

【概要】一般用加工食品の横断的義務表示における添加物の免除規定のうち、栄養強化の目的で使用されるものに関する記述を削除する。

【対象】食品表示基準第3条第1項、同基準別表第4、24

食品表示基準第3条第1項

食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（略）を販売する際（略）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第4の上欄に掲げる食品にあっては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

改正後

●食品表示基準第3条第1項

添加物	1. 次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、（中略）当該添加物の物質名を表示する。 【削除】 一 加工助剤（略） 二 キャリーオーバー（略） （2. から4. 略）
-----	--

●食品表示基準別表第4

農産物漬物	添加物	【削除】
乾めん類	添加物	次に定めるところにより表示する。 一 使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い、めんに添加したものにあってはめんの原材料名の表示に併記して、添付してある調味料、やくみ等に添加したものにあっては添付してある調味料、やくみ等の原材料名の表示に併記して表示する。 【削除】 二 （略）

改正前

添加物	1. 次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、（中略）当該添加物の物質名を表示する。 一 栄養強化の目的で使用されるもの（特別用途食品及び機能性表示食品を除く。） 二 加工助剤（略） 三 キャリーオーバー（略） （2. から4. 略）
-----	--

農産物漬物	添加物	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
乾めん類	添加物	次に定めるところにより表示する。 一 使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い、めんに添加したものにあってはめんの原材料名の表示に併記して、添付してある調味料、やくみ等に添加したものにあっては添付してある調味料、やくみ等の原材料名の表示に併記して表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。 二 （略）

他に、ジャム類、即席めん、マカロニ類、ハム類、プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ、混合ソーセージ、ベーコン類、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、ウスターソース類、乾燥スープ、食用植物油脂、マーガリン類、調理冷凍食品、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール、果実飲料、豆乳類で同様の改正が必要